

商工会ニュースやはばNo.5

【コロナ支援策】 物価高騰対策支援金について

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上減少、物価高騰等による費用増加の影響を受けている中小企業者に対し、支援金支給事業を実施することが決定しました。

当支援金の申請受付開始は、8月上旬に予定されているため、制度内容等に変更がある可能性がございますのでご了承ください。

※支援金の実施日、必要書類が決まり次第再度ニュース、ホームページにて周知します。

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価高騰等による費用増加に直面している中小企業者に対し、支援金を支給することで事業の継続を目的とする。

【申請期間】

2022年8月上旬～11月（予定）

【給付対象者】

県内に本店登記を行っている法人、または県内を納税地とする個人事業者で、かつ中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までの業種（製造業、建設業、運輸業その他の業種、卸売業、サービス業、小売業、ゴム製品製造業、ソフトウェア業または情報処理サービス業、旅館業）。

【支給要件】 下記の①～③の要件を全て満たすこと

- ① 主な材料や仕入品等の中に、前年同月の単価と比較して10%以上価格上昇しているものがあること。
- ② 令和4年4月～9月までの期間において、単月の売上金額が過去3年間の任意同月比で50%以上減少、または連続する3か月の売上金額の合計が過去3年間の任意同月比で30%以上減少していること。
- ③ 事業を継続する意思があること。

【支給額】

ア、原材料等支援金

支給要件に該当した3か月間において、主な材料や仕入品等において10%以上価格上昇が確認された単価と前年同月との単価の差額を算定し、その月の購入量に応じて月毎の上昇額を算出。最大5品目の上昇額を3ヵ月分集計し、集計額に応じて定額を支給する。

1事業所当たりの上昇額の集計	支給金額
10万円以上 50万円未満	定額 5万円
50万円以上 100万円未満	定額 10万円
100万円以上 150万円未満	定額 15万円
150万円以上	定額 20万円

イ、家賃支援金

支給要件に該当した3か月間に対応する建物の賃貸等に係る費用の1/4を上限の範囲内で支給するものとし、支給額に1,000円未満の端数が発生する場合には、これを切り捨てる。上限額は、1事業者当たり単月5万円（3ヵ月分で最大15万円）を支給。

【問合せ先】

矢巾町商工会（019-697-5111）